

監査基準委員会報告書900「監査人の交代」の改正について

2022年6月16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書900</p> <p style="text-align: center;"><b>監査人の交代</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年8月19日 <u>最終改正</u> 2022年6月16日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第69号)</p> <p><b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅱ 要求事項》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>14. 前任監査人は、不正リスクへの対応状況、監査基準委員会報告書で監査役等とのコミュニケーションが求められている事項等、前任監査人が監査の過程で識別した重要な事項を、監査人予定者及び監査人に伝達しなければならない。(A7項及びA8項参照)</p> <p>これには、前任監査人の監査意見に影響を及ぼした重要な虚偽表示、又は期中交代の場合は前任監査人が監査意見に影響を及ぼす可能性があるとして判断した当期の財務諸表における重要な虚偽表示に関わる情報又は状況が含まれる。(監査に関する品質管理基準<u>第十四</u> 監査事務所間の引継 第1項参照)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>監査基準委員会報告書900</p> <p style="text-align: center;"><b>監査人の交代</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 <u>最終改正</u> 2021年8月19日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第69号)</p> <p><b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅱ 要求事項》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>14. 前任監査人は、不正リスクへの対応状況、監査基準委員会報告書で監査役等とのコミュニケーションが求められている事項等、前任監査人が監査の過程で識別した重要な事項を、監査人予定者及び監査人に伝達しなければならない。(A7項及びA8項参照)</p> <p>これには、前任監査人の監査意見に影響を及ぼした重要な虚偽表示、又は期中交代の場合は前任監査人が監査意見に影響を及ぼす可能性があるとして判断した当期の財務諸表における重要な虚偽表示に関わる情報又は状況が含まれる。(監査に関する品質管理基準<u>第十</u> 監査事務所間の引継 第1項参照)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

新	旧
<p><b>《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》</b></p> <p>(省 略)</p> <p>A9. 品質管理基準委員会報告書第1号第62JP項に従って、前任監査人となった場合に監査人予定者又は監査人の閲覧に供する監査調書の範囲は、監査事務所の方針及び手続として定めることが求められている。監査人予定者又は監査人の閲覧に供する監査調書の範囲には、リスク評価手続及びリスク対応手続の実施結果、第15項の重要な事項に関する監査調書が含まれる。例えば、識別したリスクの内容、実施した個々のリスク対応手続の結果とその結果の評価から導かれた結論を記載した監査調書、監査結果の取りまとめの監査調書（例えば、監査で識別した未修正の虚偽表示の一覧や内部統制の不備の一覧等）が閲覧の対象となる。（第15項参照）</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p>(省 略)</p> <p>・本報告書（2022年6月16日）は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》</b></p> <p>(省 略)</p> <p>A9. 品質管理基準委員会報告書第1号第59項に従って、前任監査人となった場合に監査人予定者又は監査人の閲覧に供する監査調書の範囲は、監査事務所の方針及び手続として定めることが求められている。監査人予定者又は監査人の閲覧に供する監査調書の範囲には、リスク評価手続及びリスク対応手続の実施結果、第15項の重要な事項に関する監査調書が含まれる。例えば、識別したリスクの内容、実施した個々のリスク対応手続の結果とその結果の評価から導かれた結論を記載した監査調書、監査結果の取りまとめの監査調書（例えば、監査で識別した未修正の虚偽表示の一覧や内部統制の不備の一覧等）が閲覧の対象となる。（第15項参照）</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上